

平成 20 年 8 月 29 日

参議院自由民主党議員会長
参議院議員 尾辻 秀久 殿

社団法人日本産婦人科医会
会長 寺尾 俊彦

要 望 書

平素は、周産期医療崩壊防止のため、様々なご支援、ご鞭撻を賜り深く感謝申し上げます。

さて、産科医療補償制度の導入は、私どもにとって待望の制度であります。同制度の運用開始に当たり、次のような要望をさせていただきます。

【要望事項】産科医療補償制度の安定した運営のために、増額される出産育児一時金 3 万円を妊産婦ではなく、分娩取扱医療機関に直接支給できるよう法律改正を強く要望いたします。

【要望理由】産科医療補償制度の財源として、一分娩につき 3 万円を、出産育児一時金 35 万円に上乗せして妊産婦に支給することとされております。

産科医療補償制度は、法律改正を行わず、民間の損害保険を利用する仕組みとして立ち上げてきた経緯があるため、出産育児一時金に増額された 3 万円だけを、一分娩ごとに、健保組合等から、運営組織である日本医療機能評価機構へ直接支払うようにすることは、出来ませんでした。

そこで生じた問題は、現在では出産育児一時金を支給された妊産婦でさえも、分娩料の未払いの場合が増えている現状があるからです。

産科医療補償制度に加入している分娩取扱機関は、分娩後の未払いの事例でも、保険の掛け金 3 万円を支払わねばならない規定になっているため、現実的には、未払い妊産婦のために、分娩取扱機関は自己負担で 3 万円の掛け金の支払を強いられることになり、これは極めて理不尽なことあります。

この問題は、出産育児一時金全てを分娩取扱機関に直接支給する仕組みが確立すれば、解決することあります。

産科医療補償制度が健全に適切に運用されるために、出産育児一時金を分娩取扱機関に直接支給する制度を早急に創設されることを強く要望申し上げる次第であります。

平成 20 年 8 月 29 日

厚生労働省医政局長 外口 崇 殿

社団法人日本産婦人科医会
会長 寺尾 俊彦

要 望 書

平素は、周産期医療崩壊防止のため、様々なご支援、ご鞭撻を賜り深く感謝申し上げます。

さて、産科医療補償制度の導入は、私どもにとって待望の制度であります。同制度の運用開始に当たり、次のような要望をさせていただきます。

【要望事項】産科医療補償制度の安定した運営のために、増額される出産育児一時金 3 万円を妊産婦ではなく、分娩取扱医療機関に直接支給できるように、法律改正を強く要望いたします。

【要望理由】産科医療補償制度の財源として、一分娩につき 3 万円を、出産育児一時金 35 万円に上乗せして妊産婦に支給することとされております。

産科医療補償制度は、法律改正を行わず、民間の損害保険を利用する仕組みとして立ち上げてきた経緯があるため、出産育児一時金に増額された 3 万円だけを、一分娩ごとに、健保組合等から、運営組織である日本医療機能評価機構へ直接支払うようにはすることは、出来ませんでした。

そこで生じた問題は、現在では出産育児一時金を支給された妊産婦でさえも、分娩料の未払いの場合が増えている現状があるからです。

産科医療補償制度に加入している分娩取扱機関は、分娩後の未払いの事例でも、保険の掛け金 3 万円を支払わねばならない規定になっているため、現実的には、未払い妊産婦のために、分娩取扱機関は自己負担で 3 万円の掛け金の支払を強いられることになり、これは極めて理不尽なことあります。

この問題は、出産育児一時金全てを分娩取扱機関に直接支給する仕組みが確立すれば、解決することあります。

産科医療補償制度が健全に適切に運用されるために、出産育児一時金を分娩取扱機関に直接支給する制度を早急に創設されることを強く要望申し上げる次第であります。

平成 20 年 9 月 2 日

厚生労働省保険局長 水田 邦雄 殿

社団法人日本産婦人科医会
会長 寺尾 俊彦

要 望 書

平素は、周産期医療崩壊防止のため、様々なご支援、ご鞭撻を賜り深く感謝申し上げます。

さて、産科医療補償制度の導入は、私どもにとって待望の制度であります。同制度の運用開始に当たり、次のような要望をさせていただきます。

【要望事項】産科医療補償制度の安定した運営のために、増額される出産育児一時金 3 万円を妊産婦ではなく、分娩取扱医療機関に直接支給できるように、法律改正を強く要望いたします。

【要望理由】産科医療補償制度の財源として、一分娩につき 3 万円を、出産育児一時金 35 万円に上乗せして妊産婦に支給することとされております。

産科医療補償制度は、法律改正を行わず、民間の損害保険を利用する仕組みとして立ち上げてきた経緯があるため、出産育児一時金に増額された 3 万円だけを、一分娩ごとに、健保組合等から、運営組織である日本医療機能評価機構へ直接支払うようにはすることは、出来ませんでした。

そこで浮上してきた問題は、出産育児一時金を支給された妊産婦でさえも、分娩料の未払いの場合が増えている実態です。

産科医療補償制度に加入している分娩取扱機関は、分娩後の未払いの事例でも、保険の掛け金 3 万円を支払わねばならない規定になっているため、現実的には、未払い妊産婦のために、分娩取扱機関は自己負担で 3 万円の掛け金の支払を強いられることになり、これは極めて理不尽なことになります。

この問題は、出産育児一時金全てを分娩取扱機関に直接支給する仕組みが確立すれば、解決することあります。

産科医療補償制度が健全に適切に運用されるために、出産育児一時金を分娩取扱機関に直接支給する制度を早急に創設されることを強く要望申し上げる次第であります。